

裁 決 書

審査請求人 X

処 分 庁 葛飾区長

審査請求人が平成28年4月23日に提起した処分庁による情報一部公開決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求のうち平成28年1月分及び2月分の資源回収量（月別品目回収量詳細）に係る文書を不存在とした部分については却下し、その余の部分については棄却する。

事案の概要

1 平成28年3月31日、審査請求人は、葛飾区情報公開条例（平成4年葛飾区条例第30号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、処分庁に対し、次の文書の情報公開請求を行った（以下「本件情報公開請求」という。）。

区内のごみの減量及び資源の有効活用を図るため、家庭から出る資源を自主的に回収し、回収業者に引き渡す活動（以下「集団回収」という。）をしている団体A（以下「本件団体」という。）における、平成27年度からの、

- (1) 年度別集団ごみ回収量
- (2) (1)を元に算出される報奨金の3月、9月支給額

- (3) (2)を元に算出される加算金支給額（年度別、上期、下期別）
- (4) 平成27年4月から平成28年3月までの月別品目別回収量詳細
- (5) 前回請求で非開示にした、(1)から(3)までの部分（平成27年10月14日交付済み）

【補記】平成27年10月16日付け27葛環清第503号

- (6) (5)の非開示にした過去5年分の部分

2 処分庁は、本件情報公開請求に対し、条例第10条の規定により情報一部公開決定を行い（以下「本件処分」という）、平成28年4月8日、情報一部公開決定通知書（平成28年4月8日付け28葛環清第21号）により審査請求人に通知した。

処分庁は、本件処分において、本件団体に係る「資源回収量の内訳について」（平成27年8月6日付け及び平成28年2月3日付け文書）及び「集団回収団体別回収量・報奨金支給内訳」（平成22年7月分から平成27年12月分まで計11文書）を公開したが、前記「集団回収団体別回収量・報奨金支給内訳」の内、本件団体の代表者名及び住所を記載した部分を「個人に関する情報で特定の個人が識別され得るものであるため」（条例第9条第2号該当）として非公開とした。

また、平成28年1月分から3月分までの集団ごみ回収量に関する文書については、資源回収量の実績報告書は、翌月15日を提出期限にしており、上期（1月分から6月分まで）の確定は8月初旬となるため不存在という趣旨の回答を行った。

3 審査請求人は、この決定を不服として、平成28年4月23日、本件処分を取り消し、全部公開の決定をするよう求める審査請求を提起した（以下「本件審査請求」という。）。）。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

集団回収をしている団体（以下「実践団体」という。）の代表者名及び住所は、条例第9条第2号アの「法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」（以下「公領域情報」という。）に該当し公開されるべきである。

実践団体の代表者名及び住所が公開されなければ、本区内に実在する者かどうか等、実践団体が公金たる報奨金の支給要件を満たしているかを知る権利が阻害される。よって、本件処分を取り消し、対象文書の全部開示を求める。

2 処分庁の主張

- (1) 実践団体の代表者名及び住所は、条例第9条第2号の「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人が識別され得るもの」に該当する。
- (2) 次に、実践団体の代表者名及び住所が同号ア規定の必要的開示事由に該当するか否かを検討すると、実践団体の代表者名及び住所を何人に対しても等しく公開することを求める法令は存在しない。また、葛飾区集団回収促進支援要綱（平成4年8月31日付け4葛地地発第119号区長決裁。以下「要綱」という。）第9条第2項において、実践団体に関する情報のうち、個人を識別できるものについては、本人の承諾を得てから周知することと定めているから、実践団体の代表者名及び住所を何人に対しても等しく公開するという事実上の慣習は存在せず、現に公衆が知りうる状態に置かれている情報や、将来的に公開する予定（具体的に公開が予定されている場合に限らず、公開請求があれば何人にも提供することを予定している場合を含む）の下に実施機関が保有している情報及び通例として公開されている情報でもない。したがって、これらの情報は、条例第9条第2号アの「法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」ではない。

また、同号イの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」又は同号ウの公務員情報にも該当しない。
- (3) 以上から、実践団体の代表者名及び住所は同号規定の必要的開示事由に該当せず、非公開情報である。よって、審査請求人の主張は理由がない。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 条例

ア 条例は、区民の知る権利を保障し、区政に関する情報の公開を求める区民の権利を明らかにすることにより、区民の区政への参加の促進及び区政への信頼の確保を図るとともに、区が区政の諸活動について区民に説明する責務を全うし、もって公正で開かれた区政を推進することを目的としている（条例第1条）。

イ 実施機関（区長、教育委員会等をいう。条例第2条第1号）は、情報の公開を求める区民の権利が十分尊重されるように、この条例を解釈し、運用しなければならない。この場合において、個人に関する情報がみだりに公開されることのないように、最大限の配慮をしなければならない（条例第3条）。

ウ 何人も、実施機関に対し、情報の公開を請求することができる（条例第5条）。

実施機関は、情報の公開の請求があったときは、当該請求に係る情報の公開の可否を決定しなければならない（条例第7条第1項）。

エ 実施機関は、公開の請求に係る情報に条例第9条第1号から第4号までに定める情報（以下「非公開情報」という。）が含まれているときは、当該情報を公開しないことができる（条例第9条本文）ところ、条例は、個人に関する情報で特定の個人が識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるものを非公開情報と定めている（条例第9条第2号本文）。

オ 条例第9条第2号本文に該当する情報であっても、法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報は公開しないことができる情報から除外される（条例第9条第2号ただし書ア）。

カ 実施機関は、公開の請求に係る情報に非公開情報が含まれている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、請求者に対し当該情報を公開することができる（条例第10条の2）。

(2) 要綱

ア 要綱は、集団回収を实践する団体に対し、指導、援助等を行うことにより、実践意欲の高揚を図り、もって集団回収の円滑な促進を図ることを目的とする（要綱第1条）。

イ 集団回収を实践する団体のうち、10世帯以上で構成され、かつ、自治町会、PTA、子ども会等の住民親睦団体又は区長が特に認める団体であるものは、区長の登録を受けることができる（要綱第2条第1項）。

ウ 区長は、要綱第2条第1項の規定により登録を受けた団体に対し、回収活動の一層の発展に寄与するため、資源の回収量に応じ報奨金及び加算金を支給する（要

綱第13条)。

エ 区長は、集団回収の普及啓発を図るため、パンフレットの作成及び配布並びに区の広報紙、ホームページでの呼掛け等を通して、区民への周知に努めるものとする(要綱第9条第1項)。

区長は、前項の目的を達成するため、必要に応じて、実践団体に関する情報を区民に周知することができる。この場合において、当該情報のうち、個人を識別できるものについては、あらかじめ、集団回収実践団体登録申請書、集団回収実践団体変更届その他の書類により、当該個人からその承諾を得なければならない(同条第2項)。

オ 実践団体は、回収した資源を業者に引き渡した日の翌月15日までに資源回収実績報告書を区長に提出しなければならない(要綱第15条第1項)。

2 当庁の判断

(1) 争点

審査請求人及び処分庁双方の主張を踏まえると、本件審査請求における争点は、本件団体の代表者名及び住所並びに同年1月分から3月分までの回収量に関する情報(以下「本件情報」という。)が条例第9条第2号の非公開情報に該当するか(以下「争点1」という。)であり、次に本件情報が条例第10条の2の裁量的開示情報に該当するか(以下「争点2」という。)である。

(2) 争点に対する判断

ア 争点1について

条例は、第9条において非公開情報のいずれかに該当する場合を除き、情報公開請求者に対し、当該情報を公開しなければならない旨を定めており、同条第2号で「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)」で特定の個人が識別され得るもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報とすることを規定している。

「個人に関する情報」とは、個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等の情報をいうと解されることから、個人の氏名及び住所は「個人に関する情

報」に該当する。また、個人の氏名及び住所は、特定の個人を識別され得る情報である。したがって、本件情報は、条例第9条第2号の非公開情報に該当すると認められる。

なお、本件情報は、本件団体に関する情報という一面も有しているが、本件団体の構成員の個人に関する情報でもある。これまで、本区における情報公開に係る取扱いにおいては、条例第9条第2号本文が適用されるものとしてきた。したがって、本件団体に関する情報という一面も有していることから、ただちに「個人に関する情報」に該当しないということとはできない。

次に、本件情報が公領域情報かについて検討する。公領域情報は非公開情報から除外されており、その趣旨は、一般的に公にされている情報については、あえて非公開情報として保護する必要に乏しいため、公開することにしたものと解される。

「公開され」とは、「現在、何人も知り得る状態に置かれている」ことをいい、「公開することが予定されている」とは、現在においては公開されていないが、将来、公開することが予定されている情報（具体的に公開が予定されている場合に限らず、公開請求があれば何人にも提供することを予定している場合を含む。）をいうと解されるところ、現在、実践団体の代表者氏名及び住所について公開することを予定した法令の規定はない。

また、要綱第9条は、区長は、集団回収の普及啓発を図るため、区民への周知に努めるものとする定め、同条第2項において、必要に応じて、実践団体に関する情報を区民に周知することができる旨を定めている。この規定は、区民の集団回収への参加を促進するため、地域ごとの実践団体の名称並びに代表者の氏名、住所及び電話番号等の連絡先情報を区民に周知することができる旨を定めたものと解される。しかし、処分庁は、実践団体に関する情報の区民への周知は行っておらず、区民から近隣の回収場所や回収日時に問合せがあった際にも、問合せをした者の連絡先を聞き、実践団体の担当者に確認の上、当該実践団体の担当者から当該問合せをした者に連絡を取る運用を行っている。

したがって、区が実践団体の代表者名及び住所の情報を区民に提供している事実はなく、本件情報が慣行として公開されている状態に置かれているとはいえない。

さらに、平成22年2月12日付け「集団回収実践団体変更届」によると、近辺で資源を出したいという区民から依頼とがあった場合等に、本件情報を公表することについて、「承諾しません」という記載があることから、本件情報が将来、公開が予定されている情報であるとはいえない。これにより、本件情報が公領域情報に該当するとは認められない。

イ 争点2について

条例は、第10条の2において公開の請求に係る情報に非公開情報が含まれている場合であっても、公益上特に必要があると認めたときは、請求者に対して当該情報を公開することができる」と規定している。これは非公開にすることにより保護する利益よりも公開することによる公益上の必要性の有無の判断について実施機関に裁量権を認めたものであるが、実施機関がその裁量権の行使に当たり、逸脱、濫用した場合には、その判断の結果としての非公開決定は違法となると解される。

審査請求人は、実践団体に支払われる報奨金から、政治献金や暴力団への献金等の不適切な支出が容易に伺え、公益上、本件情報の公開が特に必要である等述べているように思われる。しかし、審査請求人の主張するような事実について、具体的、現実的な疑惑の存在を認めるに足る証拠はなく、処分庁の裁量に基づく公開を義務付けるような特段の事情があるとみるのは困難である。

したがって、本件情報を非公開とした処分庁の判断に違法性はなく、不当であることも認められない。

ウ 文書の不存在について

処分庁は、本件処分において、平成28年1月分から3月分までの集団ごみ回収量に関する文書については、資源回収量の実績報告書は、翌月15日を提出期限にしており（要綱第15条第1項）、上期（1月分から6月分まで）の確定は8月初旬となるため不存在という趣旨の回答を行った。

しかし、処分庁は、本件情報公開請求時（平成28年3月31日）において、平成28年1月分及び2月分の本件団体に係る資源回収実績報告書を収受しているものと認められると審理員意見書（平成28年9月8日付け28葛総総第551号）にて指摘を受けた。これを受け、処分庁は、本件処分のうち平成28年1月分及び2月分の資源回収量（月別品目別回収量詳細）に係る文書を不存在とした部分についてはこ

れを取り消し、一部を開示する決定を行い、書面（平成28年10月17日付け「情報一部公開決定の一部の取消し及び決定について」（28葛環清第543号））で通知した。このため、本件審査請求のうち、平成28年1月分及び2月分の資源回収量（月別品目別回収量詳細）に係る文書を不存在とした部分については、本件審査請求を維持する法律上の利益はない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求のうち平成28年1月分及び2月分の資源回収量（月別品目回収量詳細）に係る文書を不存在とした部分については行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第1項の規定により、その余の部分については行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成29年6月6日

審査庁 葛飾区長 青 木 克 徳

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。